

様式第2号（第5条関係）

液状化対策検討委員委嘱式録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（酒巻）	<p>定刻になりましたので、ただ今から久喜市液状化対策検討委員会の委嘱式を行います。田中市長から委員の皆様へ委嘱書を交付させていただきます。（市長から出席委員に対して委嘱書を手渡す）</p> <p>ありがとうございました。</p>

検 討 委 員 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（酒巻）	<p>【開会】</p> <p>ただ今から第1回久喜市液状化対策検討委員会を開催します。次第に従いまして、会議を進めます。次第2の市長のあいさつでございます。</p>
市長	<p>【市長あいさつ】</p> <p>省略</p>
司会（酒巻）	<p>【委員及び事務局等職員の紹介】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第3の委員及び事務局等職員の紹介でございます。本日は、最初の検討委員会でございますので、順番に自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>（自己紹介）</p> <p>ありがとうございました。次に、事務局の紹介をさせていただきたいと思っております。</p> <p>（事務局紹介）</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>【議題】</p> <p>次に、議題に入ります。本日、この検討委員会は、第1回目の会議です。会長・副会長につきましても、まだ、決まっておりませんので、決まるまでの間、田中市長に、仮の議長に就いていただき、会議を進めていただきたいと思います。</p>
仮議長（市長）	<p>会長、副会長を選出するまでの間、仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>（1）久喜市液状化対策検討委員会について</p>

	はじめに、(1) 久喜市液状化対策検討委員会について議題とします。 検討委員会の概要と条例について事務局から説明をお願いいたします。
事務局（坂巻担当 主査）	（久喜市液状化対策検討委員会の概要及び条例の説明） 省略
事務局（酒巻副部 長）	さらに、会議の進め方について説明させていただきます。会議につきましては、 条例の規定により会議録を作成することとなっています。この会議において も、会議を録音させていただきまして発言者の氏名を含めまして会議録を作成 したいと思います。会議録の作成形式は要点方式としたいと考えています。な お、会議録の確認、署名については、会長にお願いしたいと思います。 次に、委員名簿の公開についてでございます。ホームページ等への委員名簿の 掲載につきましては、お配りしている名簿を公開したいと考えておりますので ご了承をお願いいたします。
仮議長（市長）	（2）会長・副会長選出について 次に、(2) 会長、副会長の選出に移ります。本委員会条例第6条の規定によ りまして、委員会には会長及び副会長は委員の互選によって定められてお りますが、いかがしたらよろしいでしょうか。
佐久間委員 仮議長（市長）	（坂本委員にお願いしますの声あり） ただいま、坂本委員というご意見がありました、いかがでしょうか。
仮議長（市長）	（異議なしの声あり） ご異議なしと認め、会長は坂本委員にお願いすることに決定します。ありが うございました。 続きまして、副会長を決めたいと思いますが、いかがしたらよろしいでしょ うか。
佐久間委員	（坂本会長に一任でよいの声あり） ただいま、会長一任というご意見がありました、いかがでしょうか。
仮議長（市長）	（異議なしの声あり） ご異議なしと認め、坂本会長に副会長をご推薦いただきたいと思います。
坂本会長	会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくをお願いいたしま す。副会長には、河合委員にお願いしたいと思います。
仮議長（市長）	ただいま、坂本会長から副会長には河合委員にお願いしたいというご意見があ りましたが、いかがでしょうか。 （異議なしの声あり）

仮議長（市長）	<p>ご異議なしと認め、副会長は河合委員にお願いすることに決定します。</p> <p>それでは、会長に坂本委員さん、副会長に河合委員さんということでよろしくお願いいいたします。</p> <p>会長・副会長が決まりましたので、これで、仮議長の務めを終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
司会（酒巻）	<p>ありがとうございました。市長は、所用がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>（市長が退席する）</p> <p>それでは、会長、副会長が決まりましたので、会長は席をお移りください。</p> <p>（会長が会長席へ移動する）</p> <p>まずは、坂本会長より就任のあいさつをお願いいいたします。</p>
坂本会長	<p>（会長あいさつ）</p> <p>省略</p>
司会（酒巻）	<p>ありがとうございました。それでは、引き続き議題を進めてまいります。本委員会条例第7条の規定によりまして、坂本会長に議長にご就任いただき、会議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
議長（坂本会長）	<p>【議事】</p> <p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>（3）平成24年度南栗橋液状化対策事業スケジュールについて</p> <p>それでは、議題（3）平成24年度南栗橋液状化対策事業スケジュールについて事務局より説明をお願いいいたします。</p>
事務局（酒巻副部長）	<p>（平成24年度南栗橋液状化対策事業スケジュールを説明）</p> <p>省略</p>
議長（坂本会長）	<p>私から確認事項があります。本委員会の開催回数は決まっていますか。</p>
事務局（酒巻副部長）	<p>全部で10回の会議の開催を予定しています。</p>
議長（坂本会長）	<p>わかりました。</p> <p>スケジュールの説明につきまして、何かご質問がございますか。</p>
佐久間委員	<p>地盤だけの検討ではなく、建築物に対する検討も加えていただきますようお願いいたします。</p>
議長（坂本会長）	<p>液状化対策も含めて検討委員会全体について意見交換をしたいと思います。皆さん何かご意見やご質問がございますか。</p>
松下委員	<p>被災された住宅の傾きを直すなどの補修はどのくらい進んでいますか。</p>
事務局（酒巻副部長）	<p>お配りいたしました資料5の21ページの「り災証明」からみる被害状況をご覧ください。南栗橋地区では、ご覧のと通りの被害がありました。このうち、</p>

	全壊、大規模半壊の世帯につきましては、95パーセント程度が補修を行っており、半壊及び一部破損の世帯では、30パーセント程度が補修を行っております。
議長（坂本会長）	被災住宅の中で、建て替えた住宅はあるのでしょうか。
事務局（酒巻副部長）	何件かの住宅が建て替えております。
若松委員	建て替えた住宅は、被害の大きかった全壊の住宅だったのでしょうか。それとも大規模半壊や半壊だったのでしょうか。被害程度との関係を教えてくださいませんか。
事務局（酒巻副部長）	全壊の住宅だけでなく、大規模半壊、半壊の住宅も建替えております。
若松委員	南栗橋以外にも全壊世帯などの被害があるが、まとまった地域での被害なのではないでしょうか。
事務局（酒巻副部長）	南栗橋地区のように、まとまった地域での被害ではございません。
議長（坂本会長）	資料5の21ページの「り災証明」による被害状況の中で示されている被害は、液状化によるものなのか、その他の原因によるものなのか、原因の内訳を教えてくださいませんか。
事務局（酒巻副部長）	南栗橋地区においては、全てが液状化によるものです。南栗橋地区以外では、液状化被害ではなかったと考えております。
議長（坂本会長）	そろそろ時間がまいりましたので、ご意見やご質問は終了させていただきたいと思っております。これをもちまして、本日予定しておりました議題は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 ここで議長の任を解かさせていただきます。
司会（酒巻）	【閉会】 これをもちまして、第1回久喜市液状化対策検討委員会を閉会といたします。ありがとうございました。
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>平成24年 5月24日</p> <p>久喜市液状化対策検討委員会</p> <p>会長 坂本 功</p>	